



含め総合的な支援策を実施すべく全力で取り組んでいくつもりです。

（こういふ）形です。午前中にもお話しいたしましたけれども、中小企業の中の約二割に相当する八十万企業等の生産性向上への取組事例と、こうしたものを支援していくといったことをやっていたらいいように思っております。

○川合孝典君 是非とも実効性のある対策をお願ひ申し上げたいというふうに思います。

それでは、続きまして大臣にお伺ひ申し上げます。先ほどの質問の中にもありましたが、最低賃金法の改正によって企業が採用に慎重になることから雇用機会が減るような事態が起こるといふこれまでの主張、こうした経営側の主張について、大臣はどのようにこの考えをとらえていらっしゃるのでしょうか、御所見をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣（舛添要一君）この地域別の最低賃金というのは、いつも申し上げますように、三つの要素を勘案して決めます。労働者の生計費が一つ、労働者の賃金が二番目、三番目に通常の事業の資金支払能力、今の委員の質問はここに掛かってくるわけですが、今おっしゃったように、この委員会でも、先ほど私も申し上げましたように急激な最低賃金の引下げが、経営を圧迫したりかえって雇用の機会を減らすんだという意見がござりますけれども、しかし、今申し上げたような三つの要素をきちんと勘案した上で審議会で議論をしていただいて、そしてやはり生産性の向上に見合った賃金の上昇をやるべきである、これがきちんとした方策でありますから、それから外れることはこれは私は許されないとだとうふうに思っております。

常に申し上げているように、産業政策と雇用政策、これは一体化してやらなければならない。生産性が上がって会社のもうけが上がっている、しかしそれに最低賃金が付いていかなないと、こういう状況であつてはならないと思っておりますから、そういうことをきちんと踏まえて、各地域の、地方

の最低賃金審議会がきちんとした答えを出してくるものと期待しております。

○川合孝典君 ありがとうございます。賃金の支払能力というものを最低賃金の指標に取るというのは先進国では非常に珍しい、実は余りないということについてもこの場では是非ともお訴えさせていただきたいというふうに思います。

〔委員長退席、理事家西悟君着席〕

最低賃金の上昇は雇用を減らすのかという議論については、日本では一般的に従来から経営側が主張してきたような、賃金上昇が雇用の確保には悪影響を及ぼすんだというような主張が大体大勢を占めているわけですが、一方、調べてみましたところ、一九九〇年代以降なんですが、欧米の研究では、最低賃金の上昇が必ずしも雇用に影響を与えない、若しくはわずかながら雇用を上昇させる効果もあるという、こういう非常に全く逆の報告も実は出始めております。その後の学界の様々な議論の中でも両方の説が半々で主張されているという状況でございます。

私がここで申し上げたいのは、最低賃金の引上げが必ずしも雇用の喪失につながるものではないという視点を持つことが重要なのではないかというふうに考えておるわけでございます。今回の法改正を機に、是非ともこうした視点から経済と雇用との関係というものをとらえていただきたいと思います。今後の最低賃金引上げに向けた持続的な取組を行っていただくことを是非ともお願い申し上げます。最低賃金につきましては最後の質問をさせていただきますが、大臣に、産業別最低賃金の位置付けの問題についてお伺ひ申し上げます。

我が国は、過去十数年間にわたって経済構造改革政策を推進し、財政やサービス市場の規制緩和、競争促進、そして外部労働市場拡大のための制度改革をずっと推進してこられたわけです。こうした構造改革に効果があつたこと自体をすべて否定するわけではありませんが、他方で、昨今非常に問題になっておりましてワーキングプアや格差拡大といった一連の構造改革の負の側面が出てきていることもこれも事実であるというふうに思っているわけでございます。

こうしたことを踏まえて、改めて最低賃金法改正に当たつての十数年間の議論の経緯を見てもいいと思います。政府にはワーキングプアや格差拡大といった問題に対する認識が不足していたのではないかとと思われる点があるわけでございます。

例えば、平成十七年三月二十五日閣議決定の規制改革民間開放推進三か年計画、この中にこのように記載されております。労働市場は、産業別に形成されているわけではなく、都道府県単位とは異なり、産業別に異なる最低賃金を設定する意義は乏しいとの考え方もある。また、最低賃金の設定が必要な場合には、労使の協約、協定で自主的にこれを定めればよいとの指摘もある、このように記述されております。以下中略しますが、その後、こうした地域別最低賃金とともに都道府県単位で設定される産業別最低賃金については、その維持強化を求める声がある一方で、雇上層を重ねるものとしてその廃止を求める声も他方にはあり、産業別最低賃金を含む最低賃金制度の在り方については、平成十六年九月以降検討が行われているとござりますが、こうした考え方も留意しつつ、引き続き意見集約に向けて検討を進める、このように記載されているわけでございます。

今回は、幸いにして産業別最低賃金は存続することになったわけですが、こうした内容を読む限り、これまでの政府の議論では、そもそも経営側の意向を受けて産業別最低賃金を廃止する、もしくは念頭になかったのではないかと、思われる節があるわけでございます。産業別最低賃金と申しますのは、産業別での公正競争を促進する上での非常に重要な役割

を実は担っているわけであり、労使交渉によって決定した水準というものを、現在では労働組合も組織率が二〇％を割り込んでいてという状況の中で、団体交渉を持ってない未組織労働者に波及させるという大変大きな役割を担っているという側面もあるわけでございます。そして、今のそれぞれの労働者の現実を見ますと、経営者から雇上層を重ねるだとか高過ぎるだとか言われ続けてきた産業別最低賃金が存在しております。今でもなお、これほどまでに低賃金労働者とかワーキングプアの問題が顕在化しているという事実があるわけでございます。

そこで、大臣に御質問申し上げたいと思えますが、大臣は、この産業別最低賃金というものの位置付けについてどのように御認識なのかというところでござります。御所見をお伺ひいたします。

○国務大臣（舛添要一君）まず、地域別の最低賃金が一つあり、産業別の最低賃金がもう一つあります。やっぱり地域別の最低賃金こそセーフティーネット、最後の生活を守る安全網である、この役割はそこにあると思うんですね。したがって、これを今回の法律でもきちんと決めて、従わなければ罰則を科す、義務化する、非常に強い、これはもう最後回がやるセーフティーネットですと、これが地域別だと思えます。

じゃ、産業別最低賃金というのが何の意味も持たないかというところ、今委員がおっしゃったように、やはりこの産業別最低賃金が最低賃金の水準ですと、ワーキングプアを抑制する、これによって非正規に公正な各産業別の賃金水準を決定することができると、それは基本的に労使の間で合意がなされてきたと決めてもらいたいというところでありまして、全く意味がない、だから直ちに廃止すればいいという、そういう考えではなくて、私は公正さ、それを補うために十分意味のある一つの指標だとうふうに考えております。したがって、御指摘のように、今回このことは

そのまま残し、申出があればきりんとそれはや  
つておつたのです。ただ、地域別最低賃金と  
違つて最低限のこのゾーンフリーネットだといふ  
位置付けまではやはりできないと思つますから、  
そういう意味で、義務化とか罰則化とかいふこ  
とについては、これはそれは免れているといふこ  
うなうな考えておつます。

○川合孝典君 どうもありがとうございます。  
本来であれば、その最低限度の地賃といつても  
のが本当に生活を守るだけのものであればいい  
わけではなかつたし、そういう意味ではこの最  
低賃金がこれから引上げに向けて取組をいつか  
り行つていただくことを是非ともお願い申し上  
げたいと思つ次第ではなかつた。

○風間直樹君

今回の改正について私は思うんですが、その法案を作った皆さんも、それから我々委員も、この改正が労働者の皆さんにとって良かれと思っただけでありません。しかし、例えば労働者派遣法、平成十一年、十五年に改正をされておりますが、この改正が果たして本当に良かったのかどうかを今考えてみますと、特に製造業で働く皆さんにとっては、かなり当初の意図とは反する結果を生んでいるのではないかと、懸念も持ちます。そうしたことが今回の法案でないように是非したいという、そんな気持ちから、まず最低賃金に関する質問をさせていただきます。

最低賃金、この引上げをもう少し図るべきではないかと、このように私は考えておりますが、なかなかその実現というのが難しい。その背景には、最低賃金の引上げが中小企業に影響を及ぼす、そういった視点があるというふうに行われておるわけでありまして。特に、日本の企業の場合には九九%が中小企業で、最低賃金の大幅引上げが経営に大変な大きな影響を与えると、こういう主張もあるところであります。

民主党としては、今回の法改正には盛り込まれませんでしたけれども、中小企業に対する財政措置及び金融上の措置の義務付け、こういったものなど中小企業対策をこれまで考えております。

そこで、最低賃金を引き上げた場合、消費あるいは企業の雇用、こういったものにどのくらいの影響をもたらすのか、そうした具体的な分析検証を行った上で、この賃金がどれぐらいの水準であるべきかという答申を中央ないし各地方の賃金の審議会で行っていただく必要があると思っております。実は案外、賃金審議会におきましてどういった議論がどういった流れでなされていく、また、この審議会の委員の皆さんがどのような事務局提出のデータを基に議論されているのかということも実は知られていないと思っております。

すね。

そこで、お尋ねをいたしますが、この中央及び地方の賃金審議会では、まずどのような流れで最低賃金の答申案をまとめているのか、そして、その際事務局から委員に提出される審議のためのデータはいかなるものなのか、この点をお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 地域別最低賃金の具体的な水準の決定プロセスは、まず中央最低賃金審議会から引上げ額の目安というものが提示をされます。そして、各都道府県の地方最低賃金審議会においてこれを参考にしつつ地域の実情等も踏まえた調査審議が行われるということになります。そして、その結果に沿って現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置が講じられると、こういうことになっているわけでありまして。

地域別最低賃金の具体的な水準については、これは各都道府県の地方最低賃金審議会において三つの決定基準、生計費と賃金と通常の事業の資金支払能力、この三つの決定基準に基づいた調査審議を経て決定されるということでありまして、この際、お尋ねのデータでもありますけれども、まず労働者の生計費については、例えば世帯人員別の標準生計費や生活保護基準、あるいは物価指数といった資料でございます。それから、労働者の賃金につきましては、例えば学卒初任給でありますとか春季賃上げの状況といった資料。それから、通常の事業の資金支払能力につきましては、例えば工業統計調査による付加価値額の状況、それから短期経済観測調査による業況判断及び經常利益の状況といった資料を参考にしているものと承知をいたしております。

このほか、中小零細企業に関する資料としては、中央最低賃金審議会におきましては賃金の改定状況などを調査いたします。それから、地方の最低賃金審議会におきましては、賃金形態、基本給額、諸手当の額などに関する基礎調査というものをいたしまして、その調査を

実施して、それぞれ参考にいたしているところでございます。

○風間直樹君 今、冒頭、中央審議会から引上げ額の目安を各地方の審議会に出すという話がございますが、伺っていますと、この点は非常に大事なかなと直観をしたんですが、この目安というのは中央審議会の場でどのように作られるのでありませうか。

○政府参考人(青木豊君) この目安については非常に長い中央最低賃金審議会の議論がございます。全体的な整合性というものを勘案するということ、具体的な水準はもちろん地方の最低賃金審議会の審議を経て地方で決めるということでありまして、目安というものを一応提示をするということにいたしております。

そして、先ほど申し上げましたように、これも全国の地方を四つに地域分けをいたしました。どの程度の引上げ額がいいのかということ、目安として参考資料として中央最低賃金審議会(出すということ)であります。その際には、先ほど申し上げましたように、賃金の改定状況調査というものを中央最低賃金審議会で行います。常時使用する労働者二十人未満の企業規模の民営事業所を対象にいたしまして調査をいたしまして、それぞれ各産業についての賃金のその年の改定状況を調査して、資料として提供して審議をするということになっております。

○風間直樹君 この中央審議会から出された目安というのは、その後結果として見た場合、各地方の審議会ではやはり尊重されて、恐らく大体これぐらいの幅でという目安をお出しになると思うんですが、その幅に準じた地方審議会の答申というものが出て、それが決定されると。結果としてそういうことになっているんでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) この目安については参考にすること、地方の最低賃金審議会が具体的に決定するわけですけれども、平成十九年度の最低賃金の改定につきましては、

目安どおりの県が二十五道府県、目安より上回った県が二十二都県でございます。

十九年度の目安も四ランクに分けて幅を持たせて目安が出ましたけれども、それ以前は幅ではなくて具体的な額なども出されておりました。それ以前では目安どおりかあるいはそれよりやや上回るというようなのが続いていたかと思っております。ずっと昔にさかのぼると低いときもありましたけれども、いずれにしても、具体的な額は参考にしつつ地方の最低賃金審議会が審議して決められているということでございます。

○風間直樹君 この審議会の委員の方の選任の仕方と、それから改選、これはどのようにされていきますでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) 審議会の委員の選任につきましては、それぞれ地方の最低賃金審議会におきましては、労働組合の推薦を受けた者の中から労働者一般の利益を代表するにふさわしい者を任命しているということでございます。そういうことであります。

それから、委員につきましては任期が決まっております。一年の任期、現行でありますけれども、これを今回二年にするということをお願いをしております。

○風間直樹君 今、東京は別としましても、地方、地域は相当景気がやはりまだ良くないと、こういう状況でございます。この最低賃金の持つ意味というのは非常に大きいわけでありまして、この最低賃金がセーフティネットとしての機能を果たすという点を考えてみますと、平成十九年度、影響率が二二%と非常に低いという感じを受けるわけでありまして。

安倍前総理が施政方針演説で、経済的に困難な状況にある労働者の方々の底上げを図るべく、最低賃金制度がセーフティネットとして十分機能するよう必要な見直しを行いますと、このようにおっしゃっておりますが、この最低賃金の引上げ額をもう少しアップして、そしてセーフティネットの機能を果たすべきではない

かという感を強くするんですが、大臣、この点はどうにお考えになりますでしょうか。

○国務大臣（舛添要一君） 先ほど来申し上げておりますように、産業政策と雇用政策を調和させる、成長力に見合った形で最低賃金を上げていく、この法案が成立しました際にはその方針をきちんと守っていきたいと思っております。

それから、成長力底上げ戦略ということで、政労使一体となつて長期的に最低賃金引き上げると、こういう目標に向かって力を合わせていく、この合意もできているところでありまして、全力を挙げてその方向で努力をしてまいりたいと思っております。

○風間直樹君 先進国と比べてみましても日本の最低賃金低いようでございますので、是非、今お話ございました方向で御努力をお願いしたいと思っております。

○大河原雅子君 民主党・新緑風会・日本の大河原雅子でございます。民主党四人目の質問者となりましたが、私にとりましては国会初質問でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

地方議会で生活者の視点にこだわり、生活の現場にこだわって活動してまいりました。今後の活動また本日の質疑に当たりましても、このこだわりを大切にやり組んでまいりたいと思っております。

それでは、まず初めですが、最低賃金に關しましては今日まで含めて丁寧な質疑がございましたので、これに關連しては一問だけ、一点伺いたいと思っております。

十一月の二十一日付けの日経新聞、ここにこんな記事がありました。厚生労働省は生活保護額のうち食費などの生活扶助額を引き下げの方針を固めたという大まなシロキンの記事なんですけれども、最低賃金と生活保護費の格差問題、逆転問題で、最低賃金を引き上げていくというならともかく、生活保護費を引き下げるといふようなことはあつてはならないことだといふふうに私は思っております。

この件に關してどのようなお考えなのか、見解をまず伺います。

○政府参考人（中村秀一君） お答え申し上げます。

生活保護の件につきましては、まず平成十六年に、生活保護制度の在り方に關する専門委員会というのがございまして、それが十二月に報告書を取りまとめしております。これは、今委員からお話のありました生活扶助基準について適正かどうかということを検証していただく会であつたわけでございます。その結果は出ておりますけれども、その報告書の中で、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費の実態との均衡が適切に図られているか否か定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に、これは五年に一度やられております、この調査を基に五年に一度の頻度で検証を行う必要があるとい

うことでございます。

今委員が御指摘のありました新聞記事は、現在、その五年に一度の消費実態調査の結果が分析できるようなりましたものでございまして、新たな有識者の会議を設け検証を行っている最中でございます。その過程で報道されたいろいろなことがございますが、この現在行っております生活扶助基準に關する検討会は、データに基づいて専門的な分析評価を行つていただいているところであり、これまで四回の会議を開催し、生活扶助基準が低所得世帯の消費実態との均衡が図られているか否かについて客観的、専門的な検証を行つていただいているところでございます。

これからどうするかということでございますが、毎年度の具体的な生活保護の基準は予算編成の過程において設定してきておりますので、私どもといたしましては、これからの基準の設定に当たつては、可能であれば、検討会の検証結果取りまとめさせていただけるようでありましたら、来年度の予算編成においても対応してまいりたいと考えているところでございます。

○大河原雅子君 検討中ということなんですけれども、やはり今の国内を見渡してみても、格差は拡大する、国民の負担は増える、そういうところでデータをもつてしても、恐らく大きな変更というのはなかなかできないし、この生活保護費のうち生活扶助費を引き下げていくといふような話にはならないといふふうに思っているんです。どうしてもやはりその点では国民も注目しておりますので、引き下げが行われないうような方向で検討を進めていただきたいと要望しておきます。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。前回に引き続き、労働契約法案並びに最低賃金法の一部を改正する法律案について質問をしたいと思います。

最低賃金法の改正案では、前回お伺いしたように、第九条の第三項では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と規定しております。

そこで、厚生労働省にお伺いをいたします。現在厚生労働省では、生活扶助に関する検討会を開催して、今後の生活保護水準の見直しを行っていますが、この生活保護水準と最低賃金との整合性はどのようになるのでしょうか。もし、仮に生活保護の水準が引き下げられた場合には、機械的に地域別最低賃金も引き下げられるようなことになるのが、そうあつてはいいなと思います。政府の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金については、モラルハザードの観点から、労働者の生計費については生活保護との整合性が問題となるということ。今般の改正において、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを明確にしたわけでありませうけれども、その具体的な水準については、これは労働者の生計費、それから賃金、それから通常の事業の資金支払能力という三つの決定基準に基づいて地方の最低賃金審議会が地域の実情を踏まえて審議を行い、そして決定されるものであるというふうになつていっているわけでありませうけれども、今回の改正の趣旨は、地域別最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨でございます。生活保護が引き下がったからといって機械的に地域別最低賃金も引き下がることにはならないというふうに考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。

今回の法案改正の趣旨というのは、最低賃金を生活保護世帯以上の水準に見直しして、生活保護費と最低賃金の逆転現象を解消して、勤労意欲を高めることだと思っております。もし、勤労意欲をそぐおそれがあると判断して生活保護の水準を引き下げようということがあれば本来転倒でございます。本来の趣旨が実現できるような慎重かつ適切な検討を行っていただきたいと思っております。

(中略)

○山本博司君

次に、障害者雇用についてお伺いをいたします。最低賃金法改正案の第七条では、障害者について、これまでの最低賃金の適用除外措置から減額特例の措置に変更いたしました。これは、先日の参考人の方の見陳述からもありましたように、障害者雇用の向上の第一歩として評価できるものと言えます。最近では、所得を増やして納税に取り組む障害者団体もあり、労働者としての役割が高まっております。

そこで、障害者の方々への働く環境を整備すべきという観点からお伺いを申し上げます。まず初めに、法定雇用率の達成状況などの最近の障害者の雇用状況について、厚生労働省にお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 障害者の雇用状況についてのお尋ねでございますけれども、今年の六月一日現在の民間企業の実雇用率でございますけれども、前年比〇・〇三ポイント上昇いたしました。一・五五%となつているところでございます。五十六人以上規模の企業に雇用されている障害者の数も前年比一萬九千人増の三十万三千人となるなど、着実な進展が見られるところでございます。

ただ、一方では、中小企業、特に百人から二百九十九人規模の企業の実雇用率は、引き続き一・三〇%と低い水準にあるわけでございます。また大企業、千人以上規模の企業にお

きましても、実雇用率は一・七四%と比較的高水準にあるものの、法定雇用率一・八%達成企業の割合が四〇・一%にとどまっております。こうした課題もあるという状況でございます。

○山本博司君 着実に進展しているということでありませうけれども、まだまだだと思っております。こうした進展が更に中小企業に波及するような形で取組を進めていただきたいと思っております。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男です。

前回質問して、残ったところもござりますので、再度質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

本年六月に実施されました一斉監督についてまず質問をしたいんですが、この一斉監督の実施の目的がどのようなものであったのか、厚生労働省にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットということで、パート、アルバイトが増加するなど就業形態の多様化が進展する中でその最低賃金の履行を確保することが重要だということ、こういう認識に立っております。

また、今年の二月十五日に取りまとめられた成長力底上げ戦略においては、中小企業底上げ戦略の一環として最低賃金の周知徹底というのが盛り込まれまして、最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化というものが直ちに取組むべき施策とされました。

そういうことから、お尋ねありました今年六月の全国一斉の最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施したものでござります。なお、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導というのは毎年実施しているところでござりますけれども、全国一斉に実施いたしましたのは今回が初めてとなっております。

○渡辺孝男君 その結果でありますけれども、最低賃金法、現行法でござりますけれども、第五条違反の結果、地域別、職業別、これがどのようなになっていたのか、また近年の動向につきましてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 今年六月の全国一斉の監督でござりますが、その監督した事業場数、一万一千二百二十事業場でございます。そのうち、最低賃金法第五条に違反した事業場、これは最低賃金額以上の賃金を支払っていない違反でござりますけれども、そういった事業場

は七百七十七事業場、違反率は六・四%でございます。このうち、地域別最低賃金適用事業場における違反、これは六百六十九件、違反率六・二%でござりました。産業別最低賃金適用事業場における違反、これは三十八件、違反率は一〇・四%でござりました。

また、地域別の最低賃金適用事業場のうち違反が多く見られた業種というものは、まず衣服その他の繊維製品製造業、それからクリーニング業、それから食料品製造業、それから小売業、繊維工業、飲食店、理美容業、それからハイヤー・タクシー業などござりました。

地域別最低賃金に係る違反の状況については平成十四年には違反率九・九%台でござりましたが、近年の動向として、以降五・六%台で推移いたしてきております。

○渡辺孝男君 先ほどの最低賃金の違反の状況等、御説明いただいたわけでありましてけれども、事業所の違反をされていくところもあるわけでありまして、その事業所の最低賃金に対する認識状況がどのようになっているのか、また近年どのような状況になっているのか、その動向についても伺いたいと思っております。

○政府参考人（青木豊君） この六月に行いました監督による結果でござりますが、お尋ねの最低賃金の認識状況は、違反のあった事業場七百七十七事業場のうち、適用される最低賃金の額を知っているというのが二百五十九事業場、三六・六%でござりました。金額は知らないが最低賃金が適用されることは知っていると、というのが三百七十九事業場、五三・六%でござりました。最低賃金が適用されることを知らないというのが六十九事業場、九・八%となっております。

近年の動向といたしましては、最低賃金額を知っているとする事業場の割合が増加いたしました。適用されることを知らないという事業場の割合が減る傾向にござります。

○渡辺孝男君 動向としては、事業所の方も認識を深めているということでありまして、

も、まだまだ本場に十分でないという、そういう状況でありますので改善が求められているわけでありまして。今回の法改正もそれに資するものにもなるかと私も考えておるわけでありまして、

さて次に、最低賃金未滿の労働者の状況と近年の動向、どのようになっているのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） やはり今年六月の監督結果でござりますけれども、最低賃金額未滿の賃金しか支払を受けていなかった労働者というものは、監督実施いたしました事業場における総労働者数十六万八千四百五十四人のうち二千五十一人でござりました。割合としては一・二%でござります。最近の動向でござりますが、最低賃金額未滿であった労働者の割合、平成十四年では二・一%、十五年では一・四%、十六年では一・三%、十七年では一・二%、十八年では一・六%となっております。

この最低賃金額未滿の賃金しか支払を受けていなかった労働者は二千五十一人と申し上げましたけれども、その累計としては、女性が千三百八十四人、六七・五%でござります。また、パート、アルバイトが一千六百六十八人で、五六・九%を占めております。それから、障害者の方が二百八十四人、一三・八%、外国人の方が百五十人と、七・三%というところでござりました。

○渡辺孝男君 女性の方がそういう状況になっているという、多くなっているということ、大変な問題ではないのか、そのように思っております。パート、アルバイト、そういう方々も最低賃金の未滿の状況にあるということでありまして、先ほども山本委員の方からもいろいろ質問がございましたけれども、やはり障害者の方々も最低賃金の未滿の状況に置かれているという、そういうパーセントが一三%強あるということでありまして、これも大変ゆゆしき問題だと、そのように思っております。

そういう障害者の方々も働く意欲等をきちんと評価をしていただき、また能力も評価をしていただいて、こういう最低賃金未滿の状況というものがなくなるように頑張ってください、という違反をした事業者に対する監督指導の実施と、それがその成果がどのように上がっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金に関する監督でござりますけれども、これは最低賃金制度が言わば労働者の、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットだということもござりますので、労働基準監督機関においては従来から重点的に監督指導を行って履行確保に努めております。

具体的にやり方でありまして、労働基準監督官が監督指導時におきまして最低賃金法違反を認められた場合には、速やかに是正を行うよう指導をさせていただきます。同時に、その是正が確認されるまで、監督官において確認することができず粘り強く指導を行っているところもござります。また、労働基準監督官の是正指導に従わない場合や同種違反を繰り返す場合など、悪質な事業場につきましては、司法処分に対する厳正に対処しているところでござります。

今後とも、適切な監督指導の実施等により最低賃金法の遵守徹底を図っていきたく、このように思っております。

○渡辺孝男君 それで、やはりまだまだ事業所の方も最低賃金に対して理解が十分でない、また働く者の方も自分たちの権利等、認識が不十分なものもあるわけでありまして、そういう意味では最低賃金の国民への周知方法の改善というのが大事だと思っております。

現在の周知に周知をされているのか、それからこれからどのように改善をしていくのか、この点に関して外務大臣、労働大臣から伺いたいと思っております。

○国務大臣（外務大臣） 従来から、公共施